

♡ 令和5年度 結婚新生活支援補助金のご案内 ♡

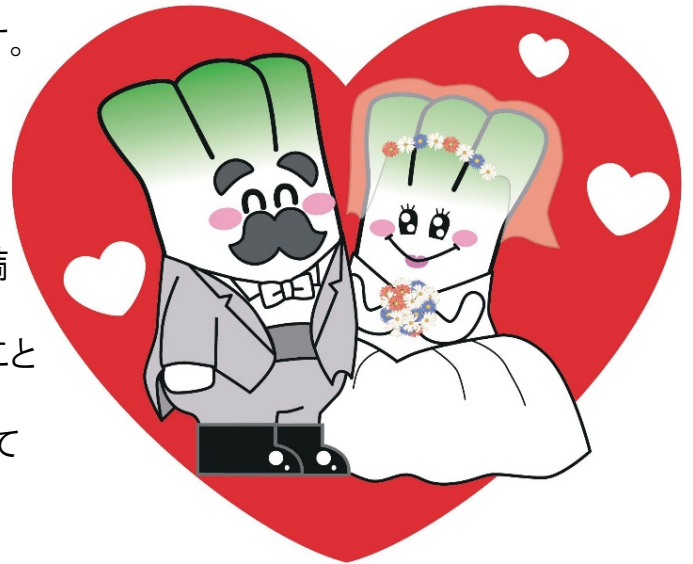
～坂東市で新生活を始めてみませんか？～

結婚を機に坂東市で新生活を始める30代までの夫婦に対して、住宅の取得・賃借・引越し・リフォーム工事などの費用等を補助します。

♡ 対象となる世帯

次の条件を全て満たす世帯が対象となります。

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、本市に住民票がある世帯
- 夫婦の年間所得の合計が500万円未満の世帯
- 夫婦のいずれもが市税等の滞納がないこと
- 夫婦のいずれもが39歳以下であること
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと



♡ 補助額

1世帯あたり最大で60万円(夫婦がともに29歳以下の場合)

※夫婦どちらかが30歳以上の場合は最大で30万円

♡ 対象となる経費

- ①住居費(新築・購入) 結婚を機に新たに市内の住宅を取得する際に要する費用
- ②住居費(賃貸) 結婚を機に新たに市内の賃貸住宅を賃借する際に要する賃料
- ③住居費(その他) 敷金・礼金・公益費用及び仲介手数料
- ④住居費(リフォーム) 結婚を機に実施した住居のリフォームに要する費用(外構工事費用、家電購入費用等を除く)
- ⑤引越費 引越業者または運送業者への支払いその他引越に要する費用

※申請には支払いの領収証が必要となりますので、必ず保存しておいてください。

※令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に生じた費用が対象です。

※申請期限は令和6年3月31日までですが、予算に限りがあり、途中で受付を終了することがありますので、お早めにご相談ください。

♡ お問合せ・申請先

坂東市役所3階 企画課

TEL : 0297-21-2181(直通) E-mail : kikaku@city.bando.ibaraki.jp

※申請書は坂東市公式ウェブページからダウンロードいただけます。

また、市役所企画課でも配布しております。

